

(目的)

第1条 この告示は、横手市低入札価格調査制度実施要綱(平成17年横手市告示第17号)に基づく低入札価格調査における落札又は不落札の判断基準を次のとおり定め、もって低入札価格調査制度の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(基本的判断基準)

第2条 低入札価格調査における基本的判断基準は、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。

- (1) 当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないと認められること。
- (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められること。

(自動失格基準)

第3条 低入札価格が次の各号の低入札価格調査における自動失格基準のいずれかに該当するときは、契約内容に適合した適切な施工及び品質の確保が困難であると判断し、その後の調査を行うことなく当該入札者を自動失格とする。この場合において、当該基準の額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げる。

- (1) 低入札価格の直接工事費の額が、設計図書に計上した直接工事費(設計金額)の額の90パーセントに満たないとき。
- (2) 低入札価格の共通仮設費の額が、設計図書に計上した共通仮設費(設計金額)の額の90パーセントに満たないとき。
- (3) 低入札価格の現場管理費の額が、設計図書に計上した現場管理費(設計金額)の額の90パーセントに満たないとき。
- (4) 低入札価格の一般管理費の額が、設計図書に計上した一般管理費(設計金額)の額の55パーセントに満たないとき。
- (5) 入札書に記載した入札額が、前各号に掲げる基準の額を合計した額に満たないとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に自動失格基準を設けることができる。ただし、あらかじめ入札公告又は指名通知に当該内容を記載し、入札者に通知しなければならない。

(数値的判断基準)

第4条 低入札価格調査における数値的判断基準は、次のとおりとし、これに掲げる基準に抵触する場合には、契約内容に適合した適切な施工及び品質の確保が困難であると判断する。

- (1) 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 材料及び製品は、設計仕様に適合した品質及び規格であること。
- (3) 材料の単価は、算出根拠が明確であり適正な取引価格に基づくものであること。
- (4) 残土処分及び産業廃棄物の処理は、設計図書に規定する場所への処分とし、適正な処理費用が計上されていること。
- (5) 労務費は、最低法定賃金を下回っていないこと。
- (6) 各低入札価格が予定価格の3分の2を下回った場合に、必要に応じて行う重点調査において、現地確認の結果が、当該入札者の提出した資料及び事情聴取の内容及び整合性が確認され、削減の根拠が確認されること。

(落札及び不落札の判断)

第5条 前3条に掲げる判断基準に基づき、総合的に勘案して、「契約内容に適合した履行がなされないと認められるか否か」を判断する。ただし、一般土木工事、建築一式工事及び装工事以外の工種については、当分の間「自動失格判断基準」及び「数値的判断基準」は適用しない。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年5月20日告示第75号)

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日告示第108号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第82号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年7月8日告示第98号)

この告示は、平成21年7月15日から施行する。

附 則(平成23年9月22日告示第130号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日告示第181号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年6月1日告示第105号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の横手市低入札価格調査判断基準第3条第1項の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の次の各号のいずれかに該当する入札に係る低入札価格調査について適用し、同日前の当該入札に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。

- (1) 施行日以後に公告する一般競争入札
- (2) 施行日以後に入札者を指名する指名競争入札(受注希望型指名競争入札を除く。)
- (3) 施行日以後に発注概要書を公表する受注希望型指名競争入札

附 則(平成28年8月22日告示第140号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。